

# 記者の目

袴田 貴行  
北海道報道部



犯罪被害者や遺族が加害者に損害賠償を請求して勝訴しても、加害者に支払い意思や能力がないため賠償が支払われず、泣き寝入りするケースが後を絶たない。事件で一家の大黒柱を失って生活に困窮したり、民事判決の効力に伴う再提訴で新たな負担を強いられる被害者や遺族もいる。被害者救済のため、早急に新たな仕組みづくりを検討すべきではないか。

## 回収できない ケースが大半

凶悪事件の被害者や遺族が民事訴訟を起こす負担を軽減しようとして、有罪判決を言い渡す刑事裁判の裁判官が被告に対する損害賠償請求も審理する損害賠償命令制度が2008年に導入された。同制度に基づき申し立てで、賠償命令額のうち実際にはどれだけを支払われたのかを探ろうと、昨年、同僚記者とともに実態調査を行った。

調査は全国各地の弁護士会を通じて、損害賠償命令制度の申し立てで被害者側の弁護を

## 「道半ばの犯罪被害者救済」

# 賠償の新たな枠組みを

した所屬弁護士に質問書配布してもらうという手法で、09年以降に申し立てられた殺人や傷害致死、強姦や強姦未遂の事件などの54件について回答を得た。

それによると、命令・和解額通りに支払われたのは9件のみで、賠償の回収率は約30%。4割以上の24件は1円も回収できていなかった。加害者が収監されるなど支払い能力がなかったり、支払う意思がなかったり、支払う意思がなかったり、回収できなかったりするケースが大半だった。法務省によると、08年12月～16年末の申し立ては2164件。今回の調査は全体のほんのわずかすぎないが、札幌弁護士会の山田広弁護士は「命令額通りに賠償を受け取れるケースはごく一部で、今回の結果はその一端を示している」とみる。

北海道岩見沢市の望月幸夫さん(76)は10年、次女律子さん(当時45歳)を殺人事件で亡くした。律子さんは帰宅途中、乱暴する相手を物色していた男(31)から車ではねられ、車内に連れ込まれて性的暴行を受けた末殺害された。男は殺人や強姦致死の罪で無期懲役が確定し、損害賠償命令制度による申し立てで札幌地裁は12年、男に33375万円の支払いを命じた。

しかし服役中の男に財産はなく、賠償は全く支払われていない。謝罪も一切なく、望月さんは「このままでは娘が浮かばれない。国は、被害者や遺族の無念を晴らす制度を作ってほしい」と訴える。



生井宙恵さんの遺影を手に札幌地裁に入る母澄子さん(中央)＝札幌市中央区で2017年3月16日、竹内幹撮影

生井宙恵さん(81)は、1990年に長女宙恵さん(当時24歳)を殺人事件で失った。

民事の賠償を巡り、被害者や遺族は「消滅時効」の問題にも直面している。札幌市西区の生井澄子さん(81)は、1990年に長女宙恵さん(当時24歳)を殺人事件で失った。

生井さんは「せめて民事で責任を問いたい」と、男を相手取って損害賠償請求訴訟を提起し、08年に札幌地裁は7500万円を支払いを命じた。ただ男は今も所在不明のまま、民法の規定により判決確定から10年で損害賠償請求権の消滅時効を迎えるため、生井さんは17年2月に再提訴した。裁判所に支払う手数料などの訴訟費用は数十万円に上り、生井さんは「今の民法の制度は、遺族に金銭的・精神的負担を繰り返させる」と話す。

国が立て替え 北欧で導入済み

国は犯罪で死亡した被害者の遺族や負傷した人を対象にした犯罪被害者等給付金制度を設けているが、弁護士有志で作る「犯罪被害者支援弁護士フォーラム」の高橋正人・事務局長は「経済的支援としては不十分」と指摘。ドイツやイギリスで導入されている制度を参考に、生活が困難する被害者や遺族への年金支給や医療支援などの制度を導入すべきだと訴えている。

一方、殺人事件の被害者遺族でつくる「宙の会」は、国が被害者や遺族への損害賠償

をいったん立て替えた上で加害者に請求する二代執行制度の導入を求め、法務省に陳情している。同会は09年、凶悪事件の時効撤廃を求めて結成され、殺人罪などの公訴時効廃止につながった。

同会特別委員で元警視庁成城署長の土田猛さん(70)は一時効廃止で刑法では償いの制度が確立されたが、民法においては賠償制度に実効性がないまま、被害者に代わって民事でも国が加害者に償いをさせることで、被害者や遺族の苦悩を軽減させることにならざる」と強調。ノルウェーやスウェーデンではこの制度が導入されているという。

犯罪被害者支援に詳しい諸沢英道・常磐大元学長(被害者支援)は「犯罪被害者等基本法の施行や刑事裁判での被害者参加制度の導入、公訴時効の撤廃など、犯罪被害者や遺族を取り巻く環境が少しずつ改善してきた中、民事の賠償を巡る問題は積み残された最後の課題」と指摘する。

「加害者にすべての責任があり、生涯をかけて償うべきで、国が関与すべき問題ではない」と考える人も少なくないかもしれない。確かにその通りだろう。だが現実の問題として、多くの犯罪被害者が苦境に直面していることも知ってほしい。自身や家族が凶悪犯罪に巻き込まれる可能性も皆無ではないと考え、解決

を探る動きが社会全体で広がっていることを願う。